◇私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（政令第二六七号）（文部科学省）

一　私立学校教職員共済法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　二月以内の期間を定めて使用される者のうちその定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者を加入者の適用除外要件から除くこととした。

2　短時間労働者のうち継続して一年以上使用されることが見込まれない者を加入者の適用除外要件から除くこととした。

3　短期給付分に係る掛金率の範囲の上限を一、〇〇〇分の一三〇に引き上げることとした。

二　放送大学学園法施行令等の一部改正関係

放送大学学園法施行令等における短期給付分に係る掛金率の範囲を私立学校教職員共済法施行令第一三条第三項に規定する範囲とすることとした。（第二条～第四条関係）

三　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

短時間労働者を加入者とする特定学校法人等の定義を、特定労働者の総数が常時五〇〇人を超えるものから、特定労働者の総数が常時一〇〇人を超えるものとすることとした。（第五条関係）

四　施行期日

この政令は、令和四年一〇月一日から施行するものとすることとした。

◇会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（政令第二六八号）（金融庁）

1　会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号）の一部の施行に伴い、金融庁関係政令の整備を行うこととした。

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行することとした。

◇刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約（条約第一一号）（外務省）

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。（第一条関係）

2　この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、ベトナム社会主義共和国は最高人民検察院を、それぞれ指定する。（第二条関係）

3　被請求国の中央当局は、請求された共助が政治的性質を有する犯罪に関連すると認める場合、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。（第三条関係）

4　請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法を適当と認める場合を除き、共助の請求を書面によって行う。共助の請求に当たっては、捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称、請求する共助の内容及び目的についての説明等の事項について通報する。（第四条関係）

5　被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。（第五条及び第六条関係）

6　請求国は、被請求国の中央当局の書面による事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用してはならない。被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。（第七条及び第八条関係）

7　被請求国は、証言、供述又は物件を取得し、人、物件又は場所の見分を行い、また、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供し、公衆が入手できないものについては、自国の権限のある当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。（第九条～第一三条関係）

8　被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることを伝達する。証言の取得その他の目的のため、被請求国によって拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意するときに限り、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。（第一四条及び第一五条関係）

9　第一四条の規定に従って請求国の関係当局に出頭が求められている者又は第一五条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁、訴追、処罰又は身体の自由についての制限の対象とならない。（第一六条関係）

10　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれらに関連する手続について共助を実施する。（第一七条関係）

11　被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施する。（第一八条関係）

12　両締約国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相互に提供することができる。いずれか一方の締約国がこの条約に従って送付する書類であって、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されているものは、認証その他の証明なしに、他方の締約国によって受領される。（第一九条及び第二〇条関係）

13　この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。（第二一条～第二三条関係）

14　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この条約は、効力発生の日以後に行われる共助の請求について適用する。（第二四条関係）